

公益社団法人砂防学会 役員報酬規程

(総 則)

第1条 公益社団法人砂防学会の理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の不支給)

第2条 役員は、常勤及び非常勤ともに無報酬とする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。